

指定(介護予防)福祉用具貸与事業 株式会社アイカワ運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社アイカワが行う指定福祉用具貸与事業及び指定介護予防福祉用具貸与事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具貸与[指定介護予防福祉用具貸与]を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員等は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 株式会社アイカワ
アイカワ福祉用具貸与事業所
- 二 所在地 福島県いわき市四倉町上仁井田字東山 20

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う
- 二 専門相談員等 2名 以上
専門相談員等は、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を
事務職員 1名（非常勤職員）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日とし、休日であっても利用者の要望により対応する。
ただし、祝日及び12月29日から1月 3 日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
ただし、時間外であっても利用者の要望により対応する。

(福祉用具貸与の提供方法、利用料その他の費用の額)

第6条 福祉用具貸与の提供方法及び内容は次のとおりとし、福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別紙カタログ記載の額によるものとし、当該指定福祉用具貸与が法定代理受領サービスである場合は、その1割～3割の額とする。

2 専門相談員等は福祉用具貸与の提供にあたっては、利用者の身体の状態、利用希望、その置かれている環境を踏まえ選定し、専門的知識に基づき福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供する。

3 福祉用具貸与の提供にあたっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。また、利用者の心身の状態に応じて福祉用具の調整、修理等を行う。

4 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う福祉用具貸与に要した交通費及び特別搬入に要した経費は、その実額を徴収する。

(1) 事業所から通常の事業の実施地域を越えて1kmにつき 20円

(2) 特別な搬入による場合 実費

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(取り扱う福祉用具の種目)

第7条 指定福祉用具貸与の取り扱う種目は別紙カタログ掲載種目とする。

- 一 貸与種目 1.車椅子 2.車椅子付属品 3.特殊寝台 4.特殊寝台付属品
5.床ずれ防止用具 6.体位変換器 7.手すり 8.スロープ 9.歩行器
10.歩行補助つえ 11.認知症老人徘徊感知器 12.移動用リフト(奥の部分を除く)

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、いわき市全域及び双葉郡一部地域とする。

(福祉用具の消毒方法等)

第9条 福祉用具の貸与にあたっては、回収した福祉用具をその種類、材質等にあわせて滅菌標準作業マニュアルに基づき消毒し、消毒が行われていない福祉用具の保管、消毒については、株式会社ランダルコーポレーション等、外部に委託して行う。

(その他運営についての留意事項)

第10条 指定福祉用具貸与事業所は、専門相談員等の質的向上を図るため、研修の機会を次通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 年4回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社アイカワと事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第11条（苦情・ハラスメント処理）

事業所は、サービスの提供に係る利用者又はその家族からの苦情、ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。2. 事業所は、サービスの提供に関し、法第 23条の規定により市区町村が行う質問若しくは照会に応じ、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。3. 事業所は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。4. 事業所は、苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方の連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者全員で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。又、苦情記録、その対応を保管し再発を防ぐ。

第 12 条(事故発生時の対応)

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市区町村利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。2. 事業所は、事故の状況や事故に際して取った措置について記録するとともに、事故発生 の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずる。3. 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第 13 条(居宅介護支援事業者との連携)

事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者(必要と判断される場合は、他の主治医、療養医療・福祉サービス提供者を含む)と連携し、以下の場合には必要な情報を提供する。(1)サービスの提供が終了したとき。(2)利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合。(3)次の理由により適切なサービスの提供が困難と判断されるとき。①第 8 条に定める通常の事業の実施地域外の利用者でサービスに対応できない場合。②利用者が正当な理由がなく従業者の指示に従わないため、サービスの提供ができない場合。③その他止むを得ない理由によりサービスの提供ができないと判断した場合。2. 前項第 3 号②及び③の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ)に通知する。

第 14 条(利益供与の禁止)

事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に サービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

第 15 条 (個人情報の保護)

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生 労働省が策定した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。3. 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。4. 事業所は、サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

第 16 条 (人権の擁護及び虐待等の防止等)

事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止等のための次の措置を講ずる。(1) 虐待防止に關責任者の選定 責任者:会川定宏 (2) 虐待防止のための指針の整備及び対策委員会の設置、従業員に対する啓発と定期的な研修の実施 (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備 (4) その他虐待防止のために必要な措置 2. 事業所は、サービスの提供中に、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)等 による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政等に通報する。3. 事業所は、サービスの提供にあたり、当該利用者の生命又は身体を保護するために緊急 及びやむを得ない場合(以下、「緊急時」という。)を除き身体拘束に関わる提供を行わない。なお、緊急時の提供にあたっては医療・介護のサービス従業者・利用者の家族・行政等の意見を基に行う。

第 17 条 (業務継続計画)

事業所は、感染症や非常災害の発生時においても利用者に対するサービスを継続 するために、業務継続計画を策定する。なお、当該計画については、従業者に周知徹底し、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。又、定期的に計画の見直しを行う。

第 18 条 (感染症対策)

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、半年毎に 対応を検討する対策会議を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るとともに、対応方針 を整備する。又、従業者に対し、感染症対策の研修及び訓練を定期的に実施する。

第 19 条 (暴力団排除)

事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者と従業員は暴力団員(暴力団員 による不当な行為の防止などに関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する暴力団員をいう。)ではなく、また事業所の運営について暴力団員の支配を受けません。

附 則

この規程は、平成27年 8 月1日から施行

この規程は、平成29 年 4 月1日から施行

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施工